

福岡市 動物愛護管理推進 実施計画



平成21年4月

はじめに

福岡市は、平成20年度に市政運営の舵取りとなる「福岡市2011グランドデザイン」～政策推進プラン～を策定しましたが、この中の「都市生活者のルールを守る市民のまちづくり」を目指した「動物の愛護及び管理推進事業」を進めるため、この度、『福岡市動物愛護管理推進実施計画』を策定しました。

この計画は、動物にまつわる様々な課題を解決し、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的とするもので、動物に関する施策を推進するにあたっては、次の3つの視点を基本としております。

1 関係者の責務と役割の明確化

行政、飼い主、動物取扱業者の責務及び動物関係団体や市民の皆様の役割を明らかにし、それぞれの責務と役割を十分に果たせるよう、行政が支援・リードしてまいります。

2 動物の愛護と管理に対する理解の促進

動物にかかわる方はもちろん、かかわらない方も含めた市民の皆様に、動物の愛護と管理に対する理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。

3 動物関係団体との連携と協力体制の構築

これまでのように主として行政だけで施策を推進するのではなく、動物関係団体と連携・協力して取り組んでまいります。

今後、本市の犬猫の引取りや殺処分頭数の半減などを10年後の目標として、動物の適正飼育を推進するとともに、動物による危害の防止や狂犬病の予防についても十分な取組みを継続してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

福岡市長 吉田 宏

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第2章 動物行政の現状と課題 | |
| 1 現状 | |
| (1) 犬の登録と狂犬病予防注射実施状況 | 2 |
| (2) 犬猫の収容状況 | 3 |
| (3) 犬猫の措置状況 | 5 |
| (4) 犬猫に関する苦情・相談と飼い主等指導状況 | 6 |
| (5) 普及啓発 | 7 |
| (6) 動物愛護推進事業 | 8 |
| (7) 動物取扱業登録等状況 | 9 |
| (8) 特定動物飼育状況 | 10 |
| 2 課題 | 11 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 12 |
| 1 計画の目的 | |
| 2 本市動物行政の方向性 | |
| 3 計画の実施期間 | |
| 4 対象地域 | |
| 5 計画の位置付け | |
| 第4章 施策推進の基本的な視点 | |
| 1 関係者の責務と役割の明確化 | |
| (1) 行政の責務 | 13 |
| (2) 飼い主の責務 | 13 |
| (3) 動物取扱業者の責務 | 13 |
| (4) 動物関係団体の役割 | 14 |
| (5) 市民の役割 | 14 |
| 2 市民の動物愛護と管理に対する理解の促進 | 14 |
| 3 動物関係団体との連携と協力体制の構築 | 14 |
| 第5章 計画の推進体制 | 15 |
| 第6章 目標 | 16 |

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第7章 具体的施策 | 17 |
| 1 動物愛護業務 | |
| (1) 譲渡事業の充実 | 19 |
| (2) 適正飼育についての啓発 | 20 |
| (3) 不妊去勢手術の徹底 | 21 |
| (4) マイクロチップ装着の推進 | 22 |
| (5) 動物愛護思想の普及啓発 | 23 |
| (6) ふれあい事業の充実 | 24 |
| (7) 動物愛護推進員の委嘱 | 24 |
| (8) 有限責任中間法人福岡市獣医師会との連携 | 25 |
| (9) 動物愛護団体との連携 | 25 |
| (10) 動物愛護を目的とした寄付の受入れ | 26 |
| 2 動物管理業務 | |
| (1) 狂犬病予防定期集合注射の実施方法の見直し | 27 |
| (2) 犬の登録率と狂犬病予防注射実施率の向上 | 28 |
| (3) 鑑札と注射済票装着の徹底 | 29 |
| (4) 飼うことができなくなった犬猫の安易な引取り防止 | 30 |
| (5) 収容動物返還率向上のための方策の検討 | 30 |
| (6) 猫問題対策の実施 | 31 |
| (7) 動物取扱業者の監視指導 | 32 |
| (8) 特定動物飼育者の監視指導 | 33 |
| (9) 大型犬飼育施設の監視指導 | 34 |
| (10) 多頭飼育者の監視指導 | 34 |
| (11) 実験動物飼育施設の監視指導 | 35 |
| (12) 産業動物飼育施設の監視指導 | 35 |
| (13) 効果的・効率的な犬の捕獲業務の確立 | 36 |
| (14) 効果的・効率的な猫の回収業務の確立 | 37 |
| (15) 犬猫の殺処分方法の検討 | 37 |
| (16) 危機管理対策の実施 | 38 |
| 第8章 動物管理センターの位置付け、役割と名称 | 39 |
| 1 位置付け | |
| 2 役割 | |
| 3 名称 | |
| 第9章 動物愛護管理センター(仮称)の整備 | |
| 1 動物愛護管理センター(仮称)施設の整備 | |
| (1) 立地条件・面積 | 40 |
| (2) 施設整備の方向性 | 41 |
| 2 動物愛護管理センター(仮称)の組織体制 | 42 |
| (1) 民間の活用 | |
| (2) 動物愛護管理センター(仮称)の人的体制 | |
| 3 動物愛護管理センター(仮称)の人材育成 | 43 |
| (1) 共通事項 | |
| (2) 獣医師 | |
| (3) 動物愛護業務員 | |
| 【用語解説】 | 44 |

第1章 計画策定の趣旨

少子高齢社会を迎え、動物を家族の一員として飼う家族が増える一方で、動物の遺棄や虐待、飼育マナーの欠如による近隣への迷惑行為、飼い犬の狂犬病予防注射実施率の低下など、動物に関する様々な問題が発生しています。また、犬猫の殺処分頭数は従前に比べ大幅に減少していますが、その絶対数は今なお、国全体で年間約35万頭(平成18年度)に上っています。

こうした状況を踏まえ、国は平成17年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部を改正し、平成18年10月に「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」を示すとともに、都道府県に対し動物の愛護と管理に関する施策を計画的かつ統一的に行うための推進計画を策定するよう求めており、福岡県はこの基本指針に即して、平成20年3月に「福岡県動物愛護推進計画」を策定しました。

本市の動物行政は、これまで「福岡市動物の愛護と管理推進協議会」の答申を受けて、動物管理から動物愛護を主体とする業務へと転換を進めておりますが、動物行政を着実に進めていくためには、長期的な視点から総合的かつ体系的な施策への取組みが必要となります。

そこで、国基本指針と県推進計画を踏まえ、本市の実情に応じた具体的な計画となる「福岡市動物愛護管理推進実施計画」を策定するものです。

第2章 動物行政の現状と課題

1 現状

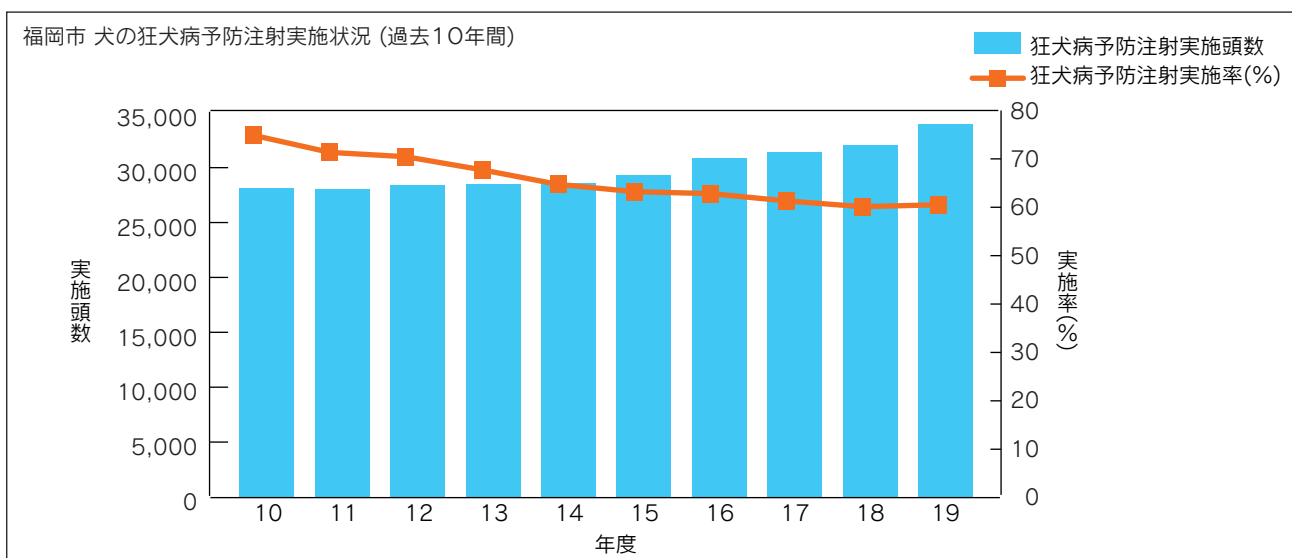
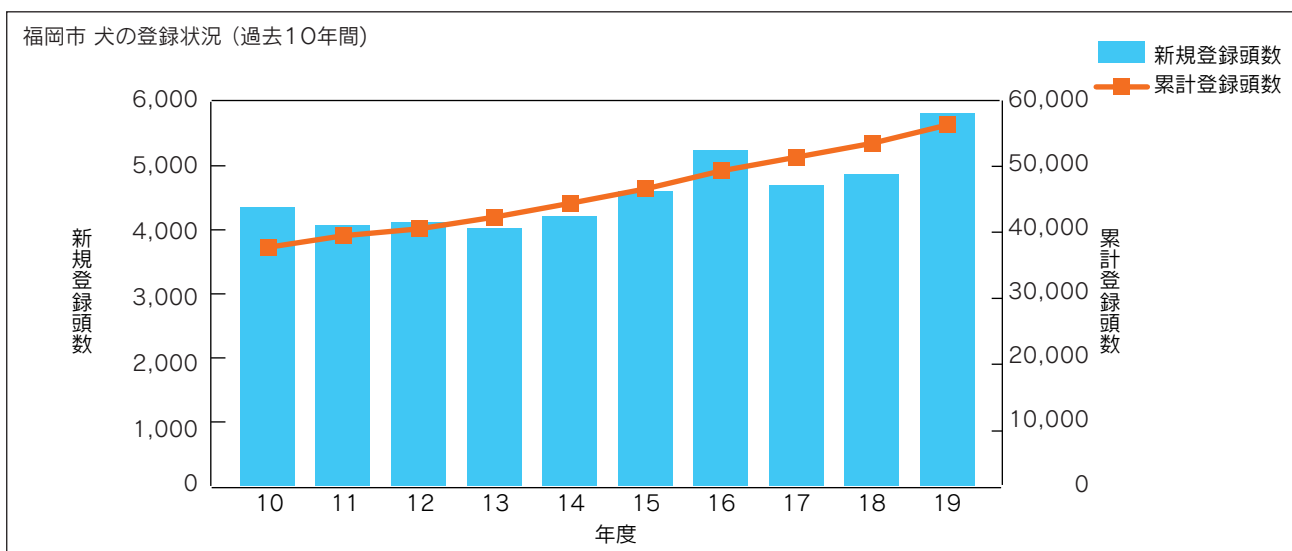
(1) 犬の登録と狂犬病予防注射実施状況

犬を飼育する際には、狂犬病予防法の規定に基づき、生涯1回の登録と、1年に1回の狂犬病予防注射が必要です。

本市における登録と狂犬病予防注射の実施状況は、表とグラフのとおりで、その頭数はともに年々増加の傾向にあります。狂犬病予防注射の実施率は低下傾向にあります。

| 年度 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 累計登録頭数 | 37,702 | 39,464 | 40,508 | 42,289 | 44,385 | 46,579 | 49,309 | 51,396 | 53,498 | 56,290 |
| 新規登録頭数 | 4,351 | 4,063 | 4,122 | 4,024 | 4,213 | 4,605 | 5,233 | 4,690 | 4,860 | 5,816 |
| 注射実施頭数 | 28,094 | 28,022 | 28,385 | 28,491 | 28,564 | 29,307 | 30,802 | 31,360 | 32,006 | 33,899 |
| 注射実施率(%) | 74.5 | 71.0 | 70.1 | 67.4 | 64.4 | 62.9 | 62.5 | 61.0 | 59.8 | 60.2 |

注射実施率(%)：注射実施頭数/累計登録頭数×100



(2) 犬猫の収容状況

本市では、放浪犬による危害を防止するための「捕獲」、地域における迷惑の防止や負傷動物保護のための犬猫の「回収」、また、遺棄を防止するための犬猫の「引取り」を行っています。

収容状況は表とグラフのとおりで、収容される犬猫の頭数は年々減少傾向にありましたが、平成16年度以降はあまり変化がなく横ばい状態にあります。

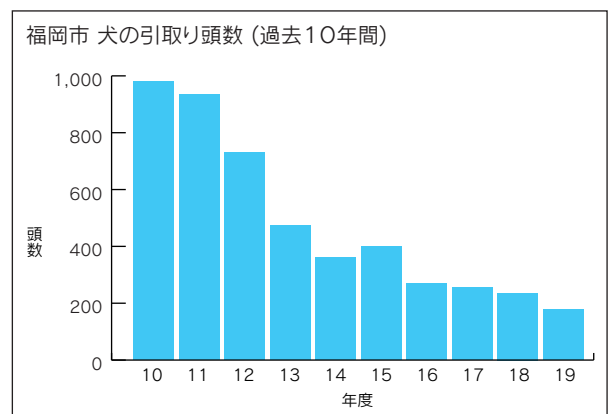
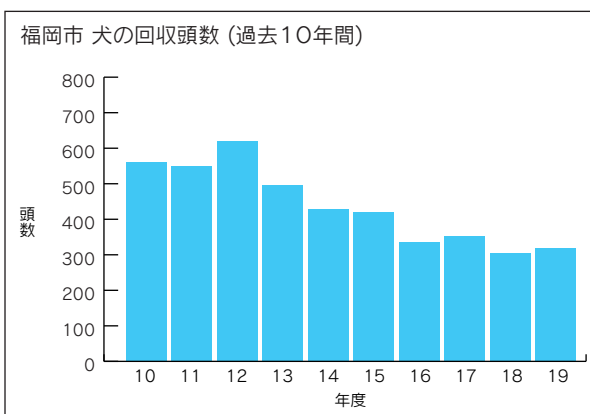
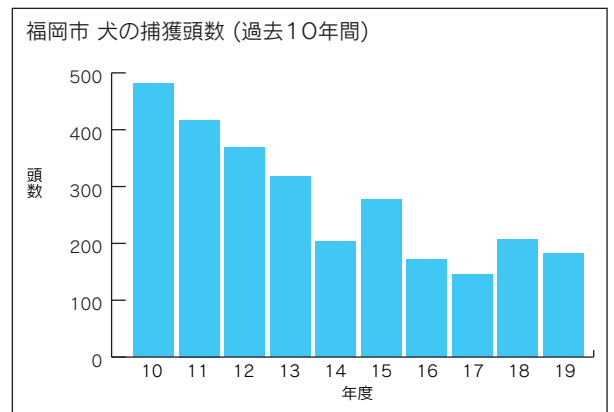
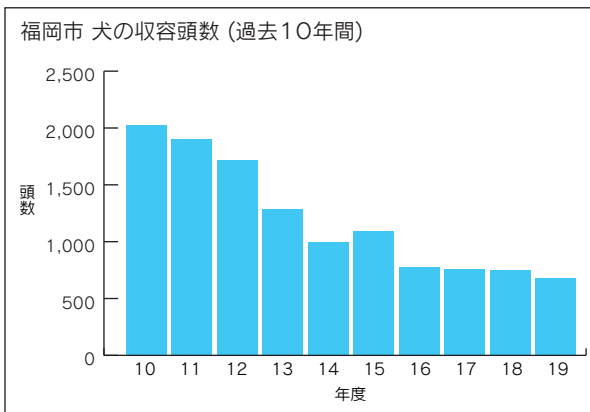
①犬

| 年度 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
| 捕獲頭数 | 482 | 417 | 368 | 318 | 204 | 277 | 172 | 146 | 207 | 182 |
| 回収頭数 | 560 | 549 | 621 | 496 | 429 | 419 | 336 | 353 | 306 | 319 |
| うち負傷 | 56 | 54 | 57 | 44 | 46 | 61 | 33 | 35 | 34 | 33 |
| 引取り頭数 | 981 | 933 | 730 | 474 | 360 | 399 | 270 | 256 | 236 | 177 |
| 計 | 2,023 | 1,899 | 1,719 | 1,288 | 993 | 1,095 | 778 | 755 | 749 | 678 |

捕獲: けい留されていない犬を、動物管理センターの職員が捕まえ収容すること

回収: 市民等が捕まえた、又は、保護した犬を、動物管理センターの職員が出向いて収容すること

引取り: 飼い主が飼えなくなった犬を、動物管理センターにおいて引き取ること

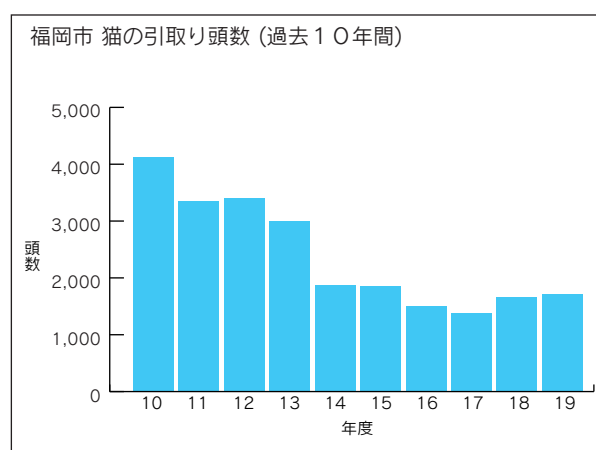
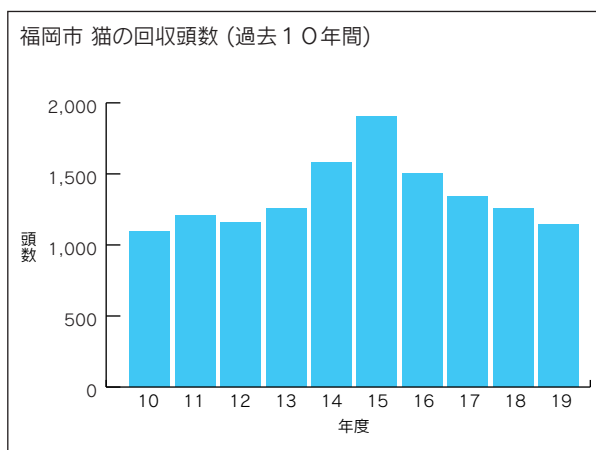
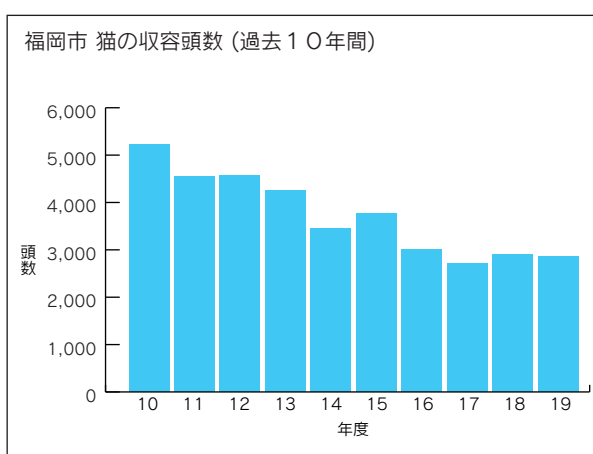


第2章 動物行政の現状と課題

②猫

| 年度 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 回収頭数 | 1,094 | 1,208 | 1,157 | 1,257 | 1,579 | 1,903 | 1,503 | 1,340 | 1,255 | 1,141 |
| うち負傷 | 68 | 122 | 123 | 126 | 122 | 129 | 101 | 116 | 101 | 111 |
| 引取り頭数 | 4,133 | 3,343 | 3,411 | 3,000 | 1,870 | 1,864 | 1,513 | 1,379 | 1,655 | 1,715 |
| 計 | 5,227 | 4,551 | 4,568 | 4,257 | 3,449 | 3,767 | 3,016 | 2,719 | 2,910 | 2,856 |

回収:市民等が保護した飼い主不明の猫を、動物管理センターの職員が出向いて收容すること
 引取り:飼い主が飼えなくなった猫又は飼い主不明の猫を、動物管理センターにおいて引き取ること



(3) 犬猫の措置状況

収容した犬猫のうち、飼い主が判明したものは飼い主へ返還し、飼い主が判明しないものは可能な限り新しい飼い主へ譲渡を行い、譲渡が成立しなかったものについては最終的に殺処分を行っています。

措置状況は表のとおりで、犬はある程度の頭数が返還又は譲渡されていますが、猫は飼い主が判明することも、また、譲渡に適した猫も少ないため、返還・譲渡される事例はあまりありません。

殺処分状況は表とグラフのとおりで、犬は年々減少傾向にあります。猫は平成16年度以降、あまり変化がなく横ばい状態にあります。

①犬

| 年度 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
| 返 還 | 135 | 109 | 144 | 139 | 121 | 115 | 129 | 120 | 131 | 177 |
| 譲 渡 | 25 | 59 | 149 | 134 | 78 | 135 | 109 | 115 | 149 | 152 |
| 研究用譲渡 | 304 | 193 | 141 | 141 | — | — | — | — | — | — |
| 死 亡 | 0 | 0 | 11 | 9 | 7 | 15 | 8 | 15 | 18 | 12 |
| 殺 処 分 | 1,559 | 1,538 | 1,274 | 865 | 787 | 830 | 532 | 505 | 451 | 337 |
| 計 | 2,023 | 1,899 | 1,719 | 1,288 | 993 | 1,095 | 778 | 755 | 749 | 678 |

②猫

| 年度 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 返 還 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 1 | 2 |
| 譲 渡 | 4 | 0 | 5 | 7 | 0 | 1 | 34 | 23 | 51 | 55 |
| 死 亡 | 0 | 0 | 70 | 67 | 73 | 71 | 51 | 63 | 69 | 71 |
| 殺 処 分 | 5,223 | 4,551 | 4,493 | 4,183 | 3,376 | 3,695 | 2,931 | 2,629 | 2,789 | 2,728 |
| 計 | 5,227 | 4,551 | 4,568 | 4,257 | 3,449 | 3,767 | 3,016 | 2,719 | 2,910 | 2,856 |

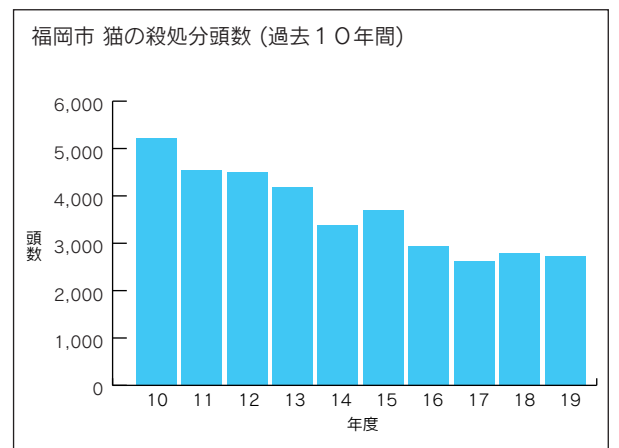
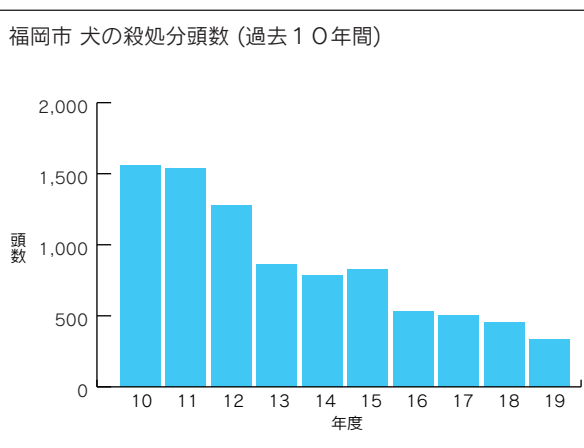
返 還: 本来の飼い主へ返すこと

譲 渡: 新しい飼い主へ譲り渡すこと

研究用譲渡: 動物実験を目的として、譲り渡すこと(本市では平成14年度から廃止)

死 亡: 収容期間中に自然死(病死を含む)すること

殺 処 分: 措置方法のひとつで、致死処分にする



第2章 動物行政の現状と課題

(4) 犬猫に関する苦情・相談と飼い主等指導状況

犬猫の飼育に関する苦情・相談については、電話や窓口での申し立ての聞き取りなどを行い、飼い主や原因者が判明している事例に関しては、動物管理センターの職員が直接現場に出向いて指導を行うなどの対応を行っています。

苦情・相談件数と飼い主等指導件数ともに、ここ数年で大きな変化はありませんが、依然として地域住民から多数の申し立てが寄せられています。中でも、猫についての飼い主等指導依頼件数は増加傾向にあります。

平成19年度における飼い主等指導依頼件数で最も多いのは、犬で「糞の放置」、猫で「野良猫への給餌行為」となっています。

①苦情・相談件数

| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 犬 | 1,166 | 1,143 | 964 | 1,020 | 972 |
| 猫 | 1,944 | 1,796 | 1,482 | 1,171 | 1,295 |
| 計 | 3,110 | 2,939 | 2,446 | 2,191 | 2,267 |

②飼い主等指導

ア 依頼件数

| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|---|------|------|------|------|------|
| 犬 | 416 | 426 | 304 | 294 | 329 |
| 猫 | 73 | 111 | 106 | 135 | 176 |
| 計 | 489 | 537 | 410 | 429 | 505 |

イ 依頼内容

| | 順位 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|---|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 犬 | 1 | 糞の放置 | 糞の放置 | 糞の放置 | 糞の放置 | 糞の放置 |
| | 2 | 放し飼い | 放し飼い | 放し飼い | 放し飼い | 鳴き声 |
| | 3 | 鳴き声 | 鳴き声 | 鳴き声 | 鳴き声 | 放し飼い |
| 猫 | 1 | 庭等に糞 | 庭等に糞 | 庭等に糞 | 庭等に糞 | 野良猫への給餌行為 |
| | 2 | 野良猫への給餌行為 | 野良猫への給餌行為 | 野良猫への給餌行為 | 野良猫への給餌行為 | 庭等に糞 |
| | 3 | 多頭飼育 | ゴミを荒らす | 多頭飼育 | ゴミを荒らす | 多頭飼育 |



(5) 普及啓発

①動物管理センターホームページ「わんにゃんよかネット」(<http://wannyan.city.fukuoka.lg.jp/>)

収容犬猫の飼い主への返還や譲渡を推進し、殺処分される犬猫の頭数を減少させるため、動物管理センターのホームページ「わんにゃんよかネット」に収容情報や譲渡情報を掲載するとともに、併せて、市民による動物の保護情報や行方不明情報などの情報交換の場を提供しています。

また、適正飼育に関する情報を掲載し、市民への周知を図っています。

収容犬猫情報:元の飼い主に返還するための情報提供
 譲渡候補犬情報:新しい飼い主を探すための情報提供
 情報交換の場の提供:市民による犬猫の保護情報や行方不明になった犬猫の情報提供
 動物の愛護と適正な飼育の普及啓発に関する情報の提供

②広報

犬の登録と狂犬病予防注射の実施、また、犬猫の適正飼育の普及啓発を目的として、様々な媒体を利用した広報を行っています。

広報実績

単位:枚・冊

| 媒体 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|-------|--------|---------|--------|--------|--------|
| ハガキ | 87,746 | 85,300 | 84,084 | 85,216 | 82,436 |
| チラシ | 82,692 | 127,074 | 66,767 | 31,645 | 33,697 |
| 冊子等 | 9,734 | 8,470 | 6,018 | 5,761 | 6,085 |
| ポスター | 4,150 | 8,517 | 1,100 | 1,098 | 1,200 |
| プレート | 2,350 | 2,375 | 1,904 | 2,568 | 2,533 |
| 市政だより | 1回 | 1回 | 2回 | 3回 | 1回 |
| ラジオ | 2回 | 0回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| テレビ | 1回 | 13回 | 3回 | 5回 | 2回 |

犬の登録と狂犬病予防注射案内:ハガキ,チラシ,冊子等,市政だより,ラジオ,テレビ
 犬猫の適正飼育啓発:チラシ,冊子等,ポスター,市政だより,ラジオ,テレビ
 犬の糞の放置防止啓発:プレート

③動物愛護週間行事と動物愛護フェスティバル

広く市民の間に動物愛護の気風を招来し、動物の愛護と適正な飼育を啓発するため、多彩なイベント等を内容とする動物愛護週間行事と動物愛護フェスティバルを行っています。



動物愛護フェスティバル

動物愛護週間行事:9月20日から9月26日 動物愛護フェスティバル:11月

第2章 動物行政の現状と課題

(6) 動物愛護推進事業

①ふれあい教室・体験

主に、幼稚園や小学校低学年児を対象に、動物への優しい心・責任感、生命の大切さ、他人の気持ちを気遣う心の育成を目的として、センター飼育の「モデル犬猫」のさわり方や抱き方、心臓の音を聴くなどの「ふれあい」を行っています。

実施状況

| | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|--------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ふれあい教室 (出張) | 実施回数 | 41 | 33 | 48 | 41 | 44 |
| | 参加人数 | 1,541 | 1,150 | 1,782 | 1,483 | 1,705 |
| ふれあい教室 (ふれあい広場) | 実施回数 | 25 | 30 | 29 | 11 | 37 |
| | 参加人数 | 298 | 475 | 166 | 90 | 89 |

ふれあい教室(出張): 動物管理センターの職員が幼稚園や学校に出向いて行うもの
 ふれあい教室(ふれあい広場): 東部動物管理センター敷地内のふれあい広場において行うもの
 西部動物管理センター敷地においても、平成20年5月からふれあい体験を開始

②家庭犬のしつけ方教室・しつけ方講習会・しつけ方相談

飼い犬の糞の放置、むだ吠えなどの苦情の解決や咬傷事故等の防止を目的として、適正飼育やモラル・マナーの向上を図るための講習会等を行っています。

実施状況

| | | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|---------|------|------|------|------|------|------|
| しつけ方教室 | 実施回数 | 3 | 3 | 6 | 6 | 6 |
| | 参加人数 | 174 | 175 | 226 | 384 | 105 |
| しつけ方講習会 | 実施回数 | 19 | 11 | 7 | 6 | 8 |
| | 参加人数 | 341 | 184 | 200 | 163 | 221 |
| しつけ方相談 | 実施回数 | 175 | 150 | 142 | 77 | 78 |
| | 参加人数 | 262 | 206 | 210 | 112 | 122 |

しつけ方教室: 犬同伴の飼い主を対象に、外部講師がしつけ方についての講習を行うもの
 しつけ方講習会: 犬を同伴しない飼い主を対象に、外部講師がしつけ方についての講習を行うもの
 しつけ方相談: 犬の同伴の有無にかかわらず、センター職員が個別に飼い主からしつけ方の相談を受け、助言・指導を行うもの



ふれあい教室

(7) 動物取扱業登録等状況

「動物の愛護及び管理に関する法律」の規定に基づき、動物(哺乳類,鳥類,は虫類)の販売,保管,貸出し,訓練又は展示を「業」として行う際には,登録を受ける必要があります。

平成20年3月末において284件の登録施設があり,平成19年度は延べ184件の施設監視を行っています。

登録と延監視件数

| 分類 | 販売 | 保管 | 貸出し | 訓練 | 展示 | 施設実数※ |
|-------|-----|-----|-----|----|----|-------|
| 登録件数 | 177 | 179 | 6 | 20 | 12 | 284 |
| 延監視件数 | 117 | 108 | 11 | 14 | 14 | 184 |

登録件数:平成20年3月末現在
延監視件数:平成19年度
※重複施設あり

販売:動物の小売りや卸売り,またそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業(その取次ぎ又は代理を含む)

小売業者,卸売業者,販売目的の繁殖又は輸入を行う業者,露店等における販売のための動物の飼養業者,飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者

保管:保管を目的に顧客の動物を預かる業

ペットホテル業者,美容業者(動物を預かる場合),ペットのシッター

貸出し:愛玩,撮影,繁殖その他の目的で動物を貸し出す業

ペットレンタル業者,映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者

訓練:顧客の動物を預かり訓練を行う業

動物の訓練・調教業者,出張訓練業者

展示:動物を見せる業(動物とのふれあいの提供を含む)

動物園,水族館,動物ふれあいテーマパーク,移動動物園,動物サーカス,乗馬施設・アニマルセラピー業者(「ふれあい」を目的とする場合)



第2章 動物行政の現状と課題

(8) 特定動物飼育状況

「動物の愛護及び管理に関する法律」の規定に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加える恐れがある動物として定められた動物(特定動物)の飼育を行う際には、許可を受ける必要があります。

平成20年3月末において、8施設44件について許可を行っており、311頭の飼育実態があります。

許可状況

平成20年3月末現在

| 区 | 東 | 博多 | 中央 | 南 | 城南 | 早良 | 西 | 計 |
|------|----|----|-----|---|----|----|---|-----|
| 施設数 | 4 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 8 |
| 許可件数 | 5 | 3 | 32 | 1 | 0 | 3 | 0 | 44 |
| 飼育頭数 | 16 | 4 | 286 | 1 | 0 | 4 | 0 | 311 |

中央区の許可施設：福岡市動物園

飼養動物種(福岡市動物園以外) 平成20年3月末現在

ほ乳類 クロクモザル,ニホンザル,パタスモンキー

鳥類 イヌワシ,ハクトウワシ

は虫類 ボアコンストリクター,ビルマニシキヘビ,ワニガメ

福岡市動物園での飼養動物種 平成20年3月末現在

ほ乳類 クロクモザル,シロテナガザル,ブラッザグエノン,ダイアナモンキー,ニホンザル,シシオザル,マントヒヒ,マンドリル,チンパンジー,ゴリラ,オランウータン,マレーグマ,ツキノワグマ,クロヒョウ,ピューマ,シベリアンオオヤマネコ,ライオン,トラ,アジアゾウ,ミナミシロサイ,カバ,アミメキリン

鳥類 ヒクイドリ,オジロワシ,オオワシ,コンドル

は虫類 ビルマニシキヘビ,アミメニシキヘビ,メガネカイマン,ニホンマムシ



チンパンジー



ライオン



コンドル



カバ

2 課題

犬猫ともに、収容頭数と殺処分頭数は大幅に減少(犬ピーク時:昭和44年度収容頭数16,331頭,殺処分頭数14,732頭→平成19年度収容頭数678頭,殺処分頭数337頭,猫ピーク時:昭和63年度収容頭数9,546頭,殺処分頭数9,472頭→平成19年度収容頭数2,856頭,殺処分頭数2,728頭)し、また、犬の飼育に必要な登録と狂犬病予防注射の実施頭数も増加傾向にあることから、これまでの動物管理行政については一定の成果を得ているものと推察されます。

しかし、いまだに飼い主の身勝手ともいえる都合で、本市に引き取られる犬猫やその結果として殺処分される頭数は決して少なくはありません。また、環境省の飼育実態調査結果に基づく本市の犬の飼育頭数は約10万頭と推計され、この推計飼育頭数に対する平成19年度末の累計登録率は約56.2%(累計登録数56,290頭)であり、累計登録頭数に対する平成19年度狂犬病予防注射の実施率は60.2%(狂犬病予防注射実施頭数33,899頭)で、狂犬病発生時にその流行を阻止するための注射実施率としては十分な状況とは言えません。

また、犬猫の不適切な飼育や取扱いに起因する、「糞の放置」、「鳴き声」、「野良猫への給餌行為」などに対して、周辺住民から苦情・相談や飼い主指導の依頼について行政への申し立てが後を絶たない状況にあります。

これらの状況は、今後の動物行政の方向性、つまり、人の安易な都合で殺処分される犬猫の頭数削減、また、動物の適正な飼育や取扱いに関する意識の向上など、動物愛護行政推進の必要性を示していると考えます。

さらに、犬猫だけでなく、様々な動物を飼育することが多くなった現代社会においては、動物による人の生命・身体・財産に対する侵害の防止や狂犬病の発生予防・まん延防止など従来からの動物管理行政に関しても、動物愛護の観点も踏まえながら、今後とも十分な取組みを継続していく必要があると考えます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的とします。

2 本市動物行政の方向性

生命の尊重や尊厳を守るという視点に立って、従来の捕獲・回収・引取り等の取締りや管理などを行う動物行政から、動物愛護・適正飼育の普及啓発に重点を置いた動物行政に主体を移し、飼い主、動物取扱業者、動物関係団体、市民と連携を図りながら取り組みます。

3 計画の実施期間

計画策定日から10年間(平成30年度末)

計画の進捗状況や目標の達成度を検証しながら、5年を目途に計画の見直しを行います。

4 対象地域

福岡市内全域

5 計画の位置付け

本市では、平成15年3月に策定した「福岡市新・基本計画」において、「災害に強く、安全で安心して暮らせる都市となる」という政策目標を掲げています。

また、平成20年度には「福岡市新・基本計画」の第2次実施計画となる「福岡市2011グランドデザイン」～政策推進プラン～を策定し、平成20年度から平成23年度の4年間で重点的に取り組む施策を取りまとめています。

本計画は、この中の「都市生活者のルールを守る市民のまちづくり」を目指した主要事業である「動物の愛護及び管理推進事業」を進めるための計画と位置付けます。



第4章 施策推進の基本的な視点

本市における現行動物行政の課題を解決し、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を図るため、動物愛護と管理に関する施策を推進するにあたっては、以下の3つの「視点」をその基本とします。

1 関係者の責務と役割の明確化

動物を巡る関係者の責務と役割を明らかにした上で、それぞれの関係者がその責務や役割を十分理解する必要があります。

なお、関係者が責務と役割を十分に果たせるよう、行政が支援・リードしていきます。

(1) 行政の責務

行政は、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を図るために必要な施策を策定し実施することにより、動物に起因する諸問題の解決に取り組む責務を担います。

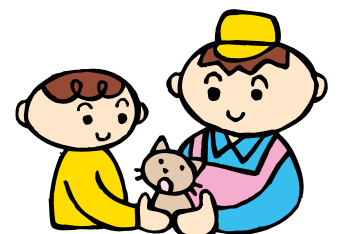
(2) 飼い主の責務

飼い主は、動物の生態、習性、生理等を理解した上で、動物を適正に飼育することにより、近隣住民の理解を得られるよう周辺環境に配慮する責務を担います。

また、単に動物にエサを与えるなどの行為にも、飼い主に準じた責務が伴うものと考えます。

(3) 動物取扱業者の責務

動物取扱業者は、動物を適正に取り扱うことはもとより、飼い主やこれから飼育を行おうとする市民に対し、適正な飼育方法について必要な説明や情報提供を行い、理解させる責務を担います。



第4章 施策推進の基本的な視点

(4)動物関係団体の役割

動物関係団体は、動物に関する知識や経験を十分に活用しながら、飼い主や行政などの関係者に協力し、支援する役割を担います。

(5)市民の役割

市民は、「動物を愛おしむ気持ち」や「動物による危害の発生防止に関する知識」について十分理解し、行政や動物関係団体が行う活動に協力するよう努める役割を担います。

2 市民の動物愛護と管理に対する理解の促進

「人と動物との調和のとれた共生社会」は、動物に直接かかわる者だけの努力で実現することは困難です。その実現のためには、動物にかかわる者とかわらない者の両者を含めた市民全体が、動物の愛護と管理に対する理解を深める必要があります。

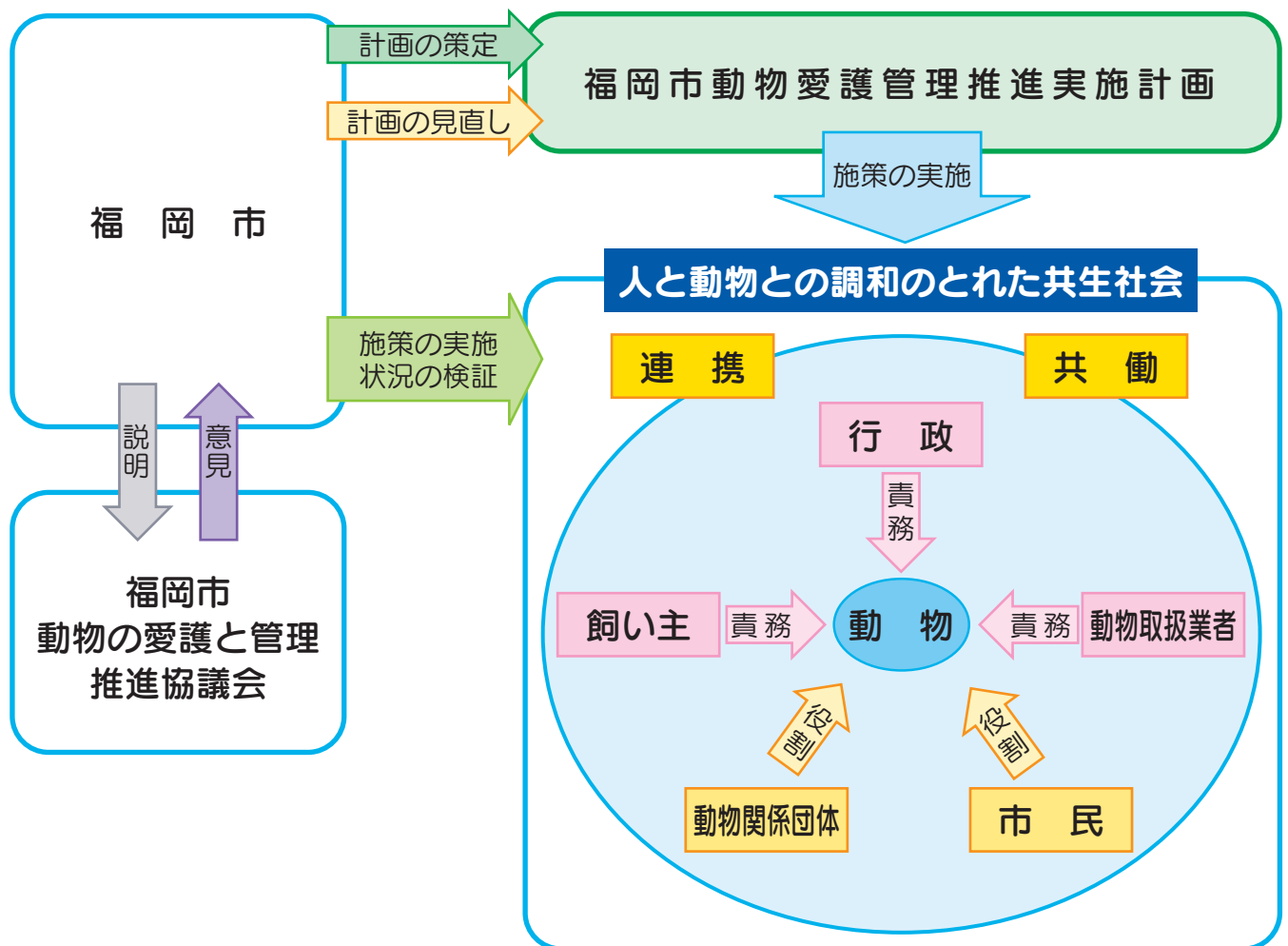
3 動物関係団体との連携と協力体制の構築

これまでのように、主として行政だけで行う取組みには限界があります。そこで、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目標に掲げる動物関係団体との連携や協力体制を構築する必要があります。

第5章 計画の推進体制

本計画は、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的とした効果的な施策等の検討を行うため設置された「福岡市動物の愛護と管理推進協議会」において提案された様々な意見を参考に策定しています。

今後、本計画に基づき10年間にわたって動物愛護と管理に関する様々な施策を推進するにあたっては、各施策が計画的にかつ効果的・効率的に行われているかを本市で検証し、必要に応じて協議会から意見を求め、それらを参考に本計画の見直しを行います。



第6章 目標

これまでのように、単に法令等に基づく業務を遂行するのではなく、その効果を判定するための指標としての目標を設定します。

回収・引取り頭数

国基本指針の中で示された「犬猫の引取り頭数を半減する」という目標を踏まえ、犬猫ともに平成19年度実績の半減を目標頭数とします。

[回収]

犬(平成19年度 319頭) → **150頭以下**(平成30年度まで)

猫(平成19年度 1,141頭) → **570頭以下**(平成30年度まで)

[引取り]

犬(平成19年度 177頭) → **80頭以下**(平成30年度まで)

猫(平成19年度 1,715頭) → **850頭以下**(平成30年度まで)

殺処分頭数

県推進計画の中で示された「犬猫の致死処分頭数(殺処分頭数)を半減する」という目標を踏まえ、犬猫ともに平成19年度実績の半減を目標頭数とします。

犬(平成19年度 337頭) → **160頭以下**(平成30年度まで)

猫(平成19年度 2,728頭) → **1,300頭以下**(平成30年度まで)

犬の登録

飼育されている犬すべての登録を目標とします。

犬の狂犬病予防注射実施率

狂犬病が国内に侵入した際に、その流行を阻止するために必要とされる狂犬病予防注射の実施率70%を目標とします。



第7章 具体的施策

施策の体系

「計画の目的」を達成するため、「施策推進の基本的な視点」に基づき、以下の「施策」を推進します。

| 計画の目的 | 人と動物との調和のとれた共生社会 | | |
|-------------|------------------|---|--------------------|
| 施策推進の基本的な視点 | 関係者の責務と役割の明確化 | 市民の動物愛護と管理に対する理解の促進 | 動物関係団体との連携と協力体制の構築 |
| 施策 | 区分 | 施策名 | |
| | 動物愛護業務 | 譲渡事業の充実 適正飼育についての啓発 不妊去勢手術の徹底 マイクロチップ装着の推進 動物愛護思想の普及啓発 ふれあい事業の充実 動物愛護推進員の委嘱 有限責任中間法人福岡市獣医師会との連携 動物愛護団体との連携 動物愛護を目的とした寄付の受入れ | |
| | 動物管理業務 | 狂犬病予防定期集合注射の実施方法の見直し 犬の登録率と狂犬病予防注射実施率の向上 鑑札と注射済票装着の徹底 飼うことができなくなった犬猫の安易な引取り防止 収容動物返還率向上のための方策の検討 猫問題対策の実施 動物取扱業者の監視指導 特定動物飼育者の監視指導 大型犬飼育施設の監視指導 多頭飼育者の監視指導 実験動物飼育施設の監視指導 産業動物飼育施設の監視指導 効果的・効率的な犬の捕獲業務の確立 効果的・効率的な猫の回収業務の確立 犬猫の殺処分方法の検討 危機管理対策の実施 | |

施策の分類

現行動物行政の「現状」から「課題(問題点)」を抽出し,それらの解決に必要な「施策の方向性」に基づく「具体的施策」を「短期」,「中期」,「長期」に分類して,取り組みます。

| 分類 | 取組み時期 |
|----|--------------|
| 短期 | 平成22年度を目途に実施 |
| 中期 | 平成25年度を目途に実施 |
| 長期 | 平成30年度を目途に実施 |

1 動物愛護業務

(1) 譲渡事業の充実

【目的】

犬猫の殺処分頭数を減少させ、適正かつ終生飼育を啓発する目的で、犬猫の譲渡を行うものです。

現状

- 成犬の譲渡
「犬の譲渡実施要領」に基づき、収容犬の性格性質等を判定した後、飼育適性のある犬を譲渡しています。
- 子犬の譲渡
ふれあい教室に供用した子犬を譲渡しています。
- 猫の譲渡
人に十分慣れた猫を譲渡しています。
- こ犬の飼い主さがし
譲りたい希望者と譲り受けたい希望者が一同に集まる場を提供しています。

課題(問題点)

- 譲渡後の飼い主啓発等が十分に行われていない状況があります。
- 譲渡犬猫の健康管理等が十分に行われているとは言えない状況があります。
- 飼育適性の低い犬の取扱い方針が明確ではありません。
- 「こ犬の飼い主さがし」において、子犬を安易に譲り受ける希望者がいます。
- 猫の譲渡に関する取決めが整備されていません。

【施策の方向性】

- 譲渡犬の適切な管理や、譲渡から譲渡後のアフターフォローに至るまでの一貫した譲渡システムの確立
- 適正飼育に関する模範的な飼い主の育成につながる譲渡方式
- 飼育適性の低い犬の社会性の確保
- 猫の譲渡方法の確立

具体的施策

| 項目 | 分類 | 実施内容 |
|------------|----|---|
| ○犬の譲渡先への対応 | 短期 | ○譲渡前に、譲り受け希望者の飼育施設等の訪問確認を行います。 ○譲渡後の電話照会、飼育施設の訪問、書面による情報提供などのアフターフォローを行います。 |
| ○譲渡犬猫の管理 | 短期 | ○譲渡犬猫について、不妊去勢手術を施す条件を明確にした上で、センターで手術を行います。(注1) ○譲渡犬猫に初回混合ワクチンを接種します。(注2) |
| ○譲渡犬の適性判断 | 中期 | ○動物関係団体との協力による譲渡犬の適性判別を検討します。 ○飼育適性が低い犬の社会性の確保を目的として、動物関係団体に一時的に預けることを検討します。 |
| ○譲渡事業の広報 | 短期 | ○ホームページ、市政だより、チラシなどの配布・回覧等により譲渡事業の広報を充実します。 |
| ○こ犬の飼い主さがし | 短期 | ○「こ犬の飼い主さがし」を廃止(注3)し、犬猫の譲渡会など新たな事業を検討します。 |
| ○猫の譲渡方法の確立 | 短期 | ○猫の譲渡に関する取決めを定めた「猫の譲渡実施要領」を策定します。 |

考え方

(注1)地域において不妊去勢手術の必要性を周知するなど、目的を明確にした上で手術を行うものです。

(注2)感染症による犬猫の死亡を予防し、譲渡機会を拡充する目的で行うものです。

(注3)新しい飼い主が、安易な気持ちで子犬を譲り受けることを防止する目的で廃止するものです。

第7章 具体的施策

(2) 適正飼育についての啓発

【目的】

犬猫を適正に飼育するための知識や情報を習得する場を設け、飼い主や市民の受講機会を増やし、様々な媒体を使用した情報発信を行うことにより、犬猫の適正飼育についての理解の浸透と周知の徹底を図るものです。

現状

- 家庭犬のしつけ方教室・講習会
外部の専門講師によるしつけ方の講習を行っています。
- 家庭犬のしつけ方相談
センター職員による個別相談を行っています。
- ホームページ、市政だより、チラシなどの配布・回覧等による啓発を行っています。

課題(問題点)

- 飼い主や市民が適正飼育についての知識や情報を習得する機会が少ないという状況があります。
- 飼い主の適正飼育についての意識がまだまだ十分ではありません。

【施策の方向性】

- 適正飼育に関する知識や情報を習得する機会の拡充
- 飼い主に対する適正飼育についての効果的な啓発の実施

具体的施策

| 項目 | 分類 | 実施内容 |
|-------------------|----|---|
| ○犬猫の適正飼育に関する講習会 | 短期 | ○新規飼い主を対象とした適正飼育講習会を行います。 ○既存飼い主を対象としたしつけ方等講習会を行います。 |
| ○家庭犬のしつけ方講習会 | 短期 | ○校区単位で定期的な講習会を開催します。 |
| ○家庭犬のしつけ方相談 | 短期 | ○広報を充実させ、受講者の拡充を図ります。 |
| ○広報媒体と方法 | 短期 | ○ホームページ、市政だより、チラシなどの配布・回覧等を充実させます。 |
| ○動物取扱業者による啓発指導 | 短期 | ○ペットショップに、適正飼育に関する啓発チラシを設置します。 |
| ○動物の適正飼育ガイドラインの策定 | 中期 | ○集合住宅や都市部での飼育の際の取決めとなるガイドラインの策定を検討します。 |
| ○犬のしつけを体験する場の拡充 | 中期 | ○犬の訓練士などが犬のしつけに関する活動を行う場として、センター敷地の提供を検討します。 |

(3) 不妊去勢手術の徹底

【目的】

生まれた子犬や子猫に適正飼育の機会を与えることが困難とならないように、犬猫のみだりな繁殖を防止するため、不妊去勢手術を徹底させるものです。

現状

- 猫の不妊去勢手術助成事業を行っています。
- 犬猫の譲渡時や返還時など様々な機会を捉えて飼い主指導を行っています。
- ホームページ、市政だより、チラシなどの配布・回覧等による啓発を行っています。

課題(問題点)

- 犬猫の不妊去勢手術実施の実態が把握されていません。
- 飼い主や飼い主になろうとする市民に不妊去勢手術の必要性への理解が不足しています。

【施策の方向性】

- 飼い主への直接指導や啓発の強化
- これから犬猫の飼育を始める人だけでなく、市民全体の意識の向上

具体的施策

| 項目 | 分類 | 実施内容 |
|----------------|----|--|
| ○飼い主指導啓発 | 短期 | ○センターから譲渡した犬猫(不妊去勢手術未実施)の飼い主から、不妊去勢手術の実施が確認できる書類を提出させます。 |
| | 中期 | ○自宅訪問などによる指導啓発方法を検討します。 |
| ○広報媒体と方法 | 短期 | ○ホームページ、市政だより、チラシなどの配布・回覧等の広報を充実します。 |
| ○動物取扱業者による啓発指導 | 短期 | ○ペットショップに、「啓発チラシ」と「動物病院一覧」を設置します。 |



第7章 具体的施策

(4) マイクロチップ装着の推進

【目的】

動物逸走時の迅速な対応や遺棄の防止を図るため、飼育する動物が自己の所有であることを明らかにする有効な方法として、特に猫へのマイクロチップの装着を推進するものです。

現状

- 不妊去勢手術助成対象猫にマイクロチップを装着しています。
- 東西動物管理センターでは、ゲート式マイクロチップリーダーを設置しています。

課題(問題点)

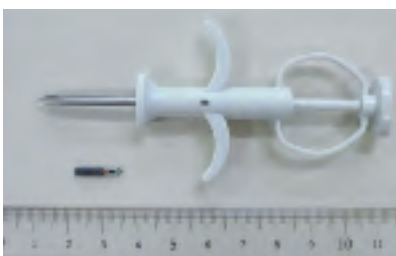
- 全国的にマイクロチップの装着率は低く、市民や動物の飼い主にその必要性や有用性が十分に認識されていません。
- 猫の登録などが制度化されていません。

【施策の方向性】

- 所有者明示の必要性についての飼い主への啓発
- マイクロチップ装着の有用性についての飼い主への周知
- マイクロチップリーダーの活用の推進
- 動物を収容する可能性のある機関との連携強化

具体的施策

| 項目 | 分類 | 実施内容 |
|-----------------|----|--|
| ○マイクロチップ装着の推進 | 短期 | ○飼い主指導やチラシ等の配布により、犬猫の所有者明示の必要性を啓発し、マイクロチップ装着の有用性を周知します。 ○猫へのマイクロチップ装着費用の一部助成を検討します。(注1) |
| ○マイクロチップリーダーの活用 | 短期 | ○収容犬猫やその他の動物に対し、マイクロチップリーダーによる読み取りを行います。 |
| ○関係機関との連携 | 短期 | ○警察等動物を収容する機関からの依頼に応じて、マイクロチップリーダーによる読み取りを行います。 |



マイクロチップと注入器



マイクロチップリーダー

考え方

(注1)猫の飼い主や市民へ、広くマイクロチップの有用性を周知するためのものです。

(5) 動物愛護思想の普及啓発

【目的】

動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛と平和の情操の涵養に資する目的で、動物の適正な取扱いや人と動物の共生に関する普及啓発を行うものです。

現状

- 動物愛護週間行事として、適正飼育に関するパネル展示や犬猫の慰霊祭を行っています。
- 動物愛護フェスティバルを開催しています。
- ホームページ「わんにゃんよかネット」、「市政だより」、「チラシ配布」などによる情報提供を行っています。

課題(問題点)

- 市民の間に動物愛護思想を醸成する場や機会が少ないと思われます。
- 動物愛護思想の普及啓発方法が画一化していると思われます。

【施策の方向性】

- 動物愛護思想の普及啓発の場や機会の拡充
- 動物愛護思想の普及啓発方法の充実・強化

具体的施策

| 項目 | 分類 | 実施内容 |
|--|----|---------------------------------------|
| ○センター見学会 | 短期 | ○見学希望者に対し、センター施設を開放します。 |
| ○動物愛護週間行事 | 短期 | ○動物園と連携した適正飼育に関するパネル展示等を行います。 |
| ○ホームページ わんにゃんよかネット http://wannyan.city.fukuoka.lg.jp/ | 短期 | ○定期的に動物愛護思想の普及啓発に関する情報を掲載します。 |
| ○マスメディアの活用 | 短期 | ○マスコミからの取材へ積極的に対応します。 |
| ○動物愛護フェスティバル | 中期 | ○多くの市民が参加するよう、効果的なフェスティバルの実施内容を検討します。 |
| ○シンポジウムの開催 | 中期 | ○市民と動物愛護思想について考える場を検討します。 |
| ○地域での動物愛護教室 | 中期 | ○地域の要望に応じて動物愛護教室を行うことを検討します。 |
| ○学校教育への取組み | 中期 | ○学校教育の中で、動物愛護について学べるプログラムを検討します。 |
| ○民間企業での動物愛護研修 | 長期 | ○民間企業の研修の一環として、動物愛護研修を行うことを検討します。 |



ホームページ「わんにゃんよかネット」(<http://wannyan.city.fukuoka.lg.jp/>)

第7章 具体的施策

(6) ふれあい事業の充実

【目的】

動物の愛護と適正な飼育を普及啓発するため、教育活動などの場を通じて、モデル犬猫とのふれあいを体験することにより、動物への優しい心・責任感、生命の大切さや他人の気持ちを気遣う心の育成に努めるものです。

現状

- ふれあい教室
「幼稚園」や「小学校低学年」を対象に、出張又は東部動物管理センターのふれあい広場を活用してふれあいを行っています。
- ふれあい体験
西部動物管理センターで、小学生などの来訪者を対象にふれあいを行っています。

課題(問題点)

- 単に動物にさわるだけの事業になっています。
- 特定の施設や年代に集中して事業が行われています。

【施策の方向性】

- ふれあい事業の目的に沿った実施方法の見直し
- ふれあい事業の対象となる施設や年代の見直し

具体的施策

| 項目 | 分類 | 実施内容 |
|-------------|----|---|
| ○ふれあい事業の見直し | 中期 | ○犬猫の習性や適正飼育の理解など、事業目的に沿った実施方法へ見直します。 ○ふれあい事業の対象となる施設や年代を見直します。 |

(7) 動物愛護推進員の委嘱

【目的】

地域における動物愛護の推進を目的として、動物愛護と適正飼育の重要性について地域住民の理解を深め、必要な助言や支援活動を行う者として、熱意と識見を有する者の中から、「動物愛護推進員」を委嘱するものです。

現状

- 平成20年3月現在、動物愛護推進員の委嘱は行っていません。

課題(問題点)

- 動物愛護推進員の必要性や役割を明確に位置付けていません。

【施策の方向性】

- 動物愛護推進員の必要性や役割の明確化
- 動物愛護推進員を委嘱する地域、人数や選出方法に関する検討

具体的施策

| 項目 | 分類 | 実施内容 |
|--------------------|----|--|
| ○動物愛護推進員の委嘱に向けた取組み | 中期 | ○行政と役割分担を行い、動物愛護推進員が担うべき役割を明らかにした上で、委嘱に向けた検討を行います。 |

(8) 有限責任中間法人福岡市獣医師会との連携

【目的】

動物の治療や生理・生態等に関する豊富な知識と経験を有する福岡市獣医師会と連携・協力することで、動物愛護と管理に関する施策に取り組むものです。

現状

- 狂犬病予防集合注射を協定方式で行っています。
- 鑑札と注射済票の交付を委託しています。
- 動物愛護フェスティバルを共催しています。
- 福岡市獣医師会の動物飼育相談事業に対し支援を行っています。

課題(問題点)

- 福岡市獣医師会との共働事業をさらに拡充していく必要があります。

【施策の方向性】

- 福岡市獣医師会との連携協力体制の強化

具体的施策

| 項目 | 分類 | 実施内容 |
|---------------------|----|--|
| ○福岡市獣医師会との連携協力体制の強化 | 中期 | ○動物愛護と管理に関する役割を明確にし、福岡市獣医師会との連携協力体制の強化に努めます。 |

(9) 動物愛護団体との連携

【目的】

動物愛護団体の役割を明確にし、協力体制のもと、動物愛護と管理に関する施策に取り組むものです。

現状

- 動物愛護団体へ犬の譲渡を行っています。
- 動物愛護団体と連携して、動物愛護フェスティバルを開催しています。

課題(問題点)

- 動物愛護団体との連携や共働に関する取決めが整備されていません。
- 動物愛護団体と連携して行う事業が少ない状況にあります。

【施策の方向性】

- 動物の愛護と管理に対する共通認識の醸成
- 動物愛護と管理に関する役割分担の確立
- 動物愛護団体への活動の場の提供

具体的施策

| 項目 | 分類 | 実施内容 |
|--------------|----|---|
| ○研修会・勉強会 | 短期 | ○動物愛護団体との定期的な研修会・勉強会を行います。 |
| ○活動の機会の提供 | 短期 | ○動物愛護団体がセンターの業務等に参加するに当たってのルールづくりを行います。 ○譲渡事業、ふれあい事業、犬猫の適正飼育に関する講習会などを共働して実施します。 |
| | 中期 | ○収容動物の保管施設の清掃や給餌などにボランティアの参加を受け入れます。 |
| ○動物愛護フェスティバル | 中期 | ○動物関係団体との協力体制を強化し、より効果的な動物愛護フェスティバルを行います。 |

第7章 具体的施策



(10) 動物愛護を目的とした寄付の受入れ

【目的】

動物の適正飼育の普及啓発など市民等が希望する動物愛護事業に対して、寄付を受け入れるものです。

現状

○動物愛護を目的とした寄付を希望しても、用途を問わない寄付金として収納されます。

課題(問題点)

○動物愛護を目的とした寄付金の受入体制が整っていません。

【施策の方向性】

- 動物愛護を目的とした寄付に対応する事業の明確化
- 動物愛護を目的とした寄付金の受入体制の整備

具体的施策

| 項目 | 分類 | 実施内容 |
|--------------|----|---|
| ○寄付金の受入体制の整備 | 短期 | ○動物愛護を目的とした寄付に対応する事業を明らかにした上で、寄付金の受入体制を検討し、実施します。 |